

令和7年度

学校いじめ防止

基本方針



姫路市立谷内小学校

学校いじめ防止基本方針

姫路市立谷内小学校

1 学校の教育方針

本校は、教育目標「仲間と共に学び合い、心豊かに、たくましく」を掲げ、めざす子ども像として、「㊦体力のある子 ㊧忍耐力のある子 ㊨美しい心の子 ㊩知恵のある子」の育成をめざして、保護者や地域の協力体制のもと、異校種間が協力連携しながら、教育を推進している。

教育目標を達成するためには、児童一人一人が教職員や周囲の児童との信頼関係の中で、安全・安心に生活できることが重要であると考え、全教育活動を通して児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいる。

そこで、日々の教育活動の根幹をゆるがすいじめを、“しない” “許さない” 学校づくりに向け、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」をここに定めることとする。

2 基本的な考え方

本校は、姫路市の東部に位置する単学級の小規模校である。校区の中央をホテルが飛び交う天川が流れ、校舎の周りには、広々とした田園地帯が広がっている。豊かな自然環境の中で育っている子どもたちは、素直で人なつこく、幼少の頃よりほぼ同じ集団で育ってきているため、お互いに分かり合い、優しい言葉かけができる児童が多い。

また、異学年交流を通して、一人一人が自分らしさを発揮し、主体的に活動できる児童が増えてきた。また、相手を気遣う優しさや感謝の心も育ってきている。しかし、転出入もほとんどなく、単学級でクラス替えもないことなどから、児童同士の関係が固定化し、周りの児童とちがう行動をとることを避けたり、関係が崩れるのを恐れ、自分の意見を表明しなかったりする傾向がある。

そんな中で、いじめは、どの児童にもどの学級にも起こりうるという認識の上に立ち、すべての教職員が、いじめの未然防止の観点を持ち、すべての児童をいじめに向かわせることのない、いじめを生まない土壌づくりに取り組まなければならない。

そのため、道徳・人権教育をはじめ心の教育を充実させ、すべての児童に「いじめは決してゆるされるものではない」ことの理解を促し、互いに認め合い尊重し合う態度を育てるとともに、日々の生活でのストレスに対処する力を育てることが重要である。

また、定期的な調査や日常的な相談体制など、いじめの早期発見のための環境整備、いじめが認知された時の組織的対応の体制整備の構築も重要である。

以上のような考えのもと、以下の体制を構築し、取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関

する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 **別紙 1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 **別紙 2** チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、いじめアンケートや聞き取りシート等を有効に活用するとともに、常に複数でのチェック体制を確立するとともに、次年度への引継ぎを徹底し、継続的な指導体制を確立する。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教委に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日（学期ごとに10日）を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である民生委員・児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

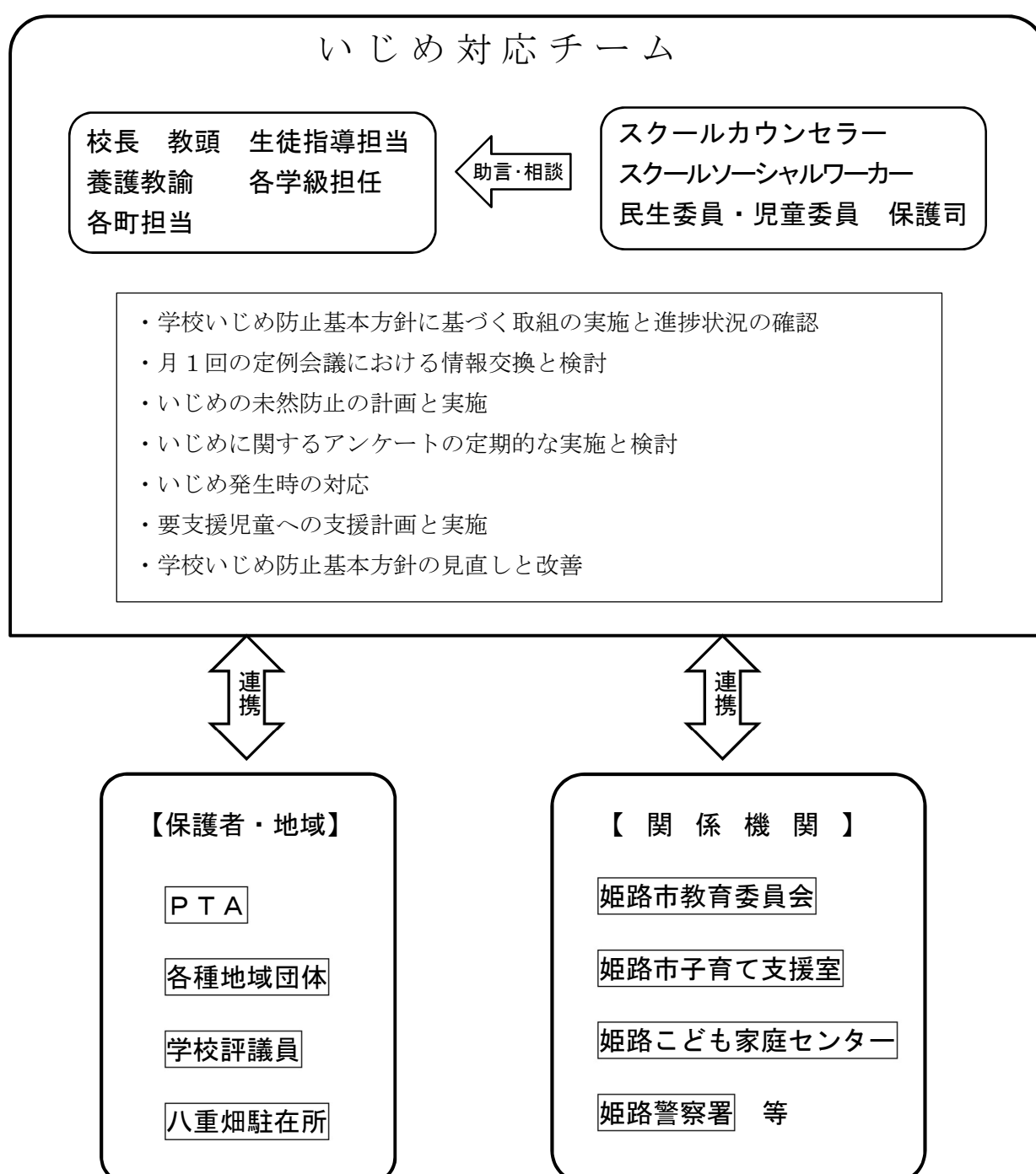
誰からも信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止についての児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(学級経営・人権教育・道徳教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を行う。
- 3 「いじめ対応チーム」は、いじめ未然防止という観点から組織的計画的に進める。いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向け、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。



チェックリスト

【教室】

- ☐ 1 朝、靴箱の靴が乱雑である。また、靴箱に靴が見当たらない。
- ☐ 2 掲示物が破れている。黒板や机に落書きがある。
- ☐ 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- ☐ 4 特定の児童の机が他の児童の机と離れている。

【集団】

- ☐ 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残っている。
- ☐ 6 班活動時、特定の児童だけが活動を制限されたり、阻害されたりしている。
- ☐ 7 些細なことで特定の児童を冷やかす風潮がある。
- ☐ 8 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 9 学級やグループの中で周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- ☐ 10 授業中に、特定の児童に冗談めいた声をかけたり物を投げたりしている。

【いじめられている児童】

- ☐ 11 休み時間一人でいることが多く、ささいなことに敏感に反応する。
- ☐ 12 遅刻や欠席、早退が増えてきている。
- ☐ 13 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- ☐ 14 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- ☐ 15 人と話すとき視線を合わせようとせず、ふだんから目立たないようにしている。
- ☐ 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- ☐ 17 教職員の近くに居たがったり、離れようとしなかったりする。
- ☐ 18 持ち物や机に落書きされる。
- ☐ 19 靴を違う靴箱に入れたり隠されたりする。
- ☐ 20 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ☐ 21 給食のおかずを取られたり、無理やり入れられたりする。
- ☐ 22 発言するとからかわれたり、冷やかされたりする。
- ☐ 23 一人で掃除をしたり、他の児童が敬遠しがちな特定の仕事を常にしたりしている。
- ☐ 24 服が不自然に汚れていたり、ボタンがとれていたり、破れていたりする。
- ☐ 25 身体に傷やあざがある。
- ☐ 26 学校にお金を持ってきている。
- ☐ 27 けがをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

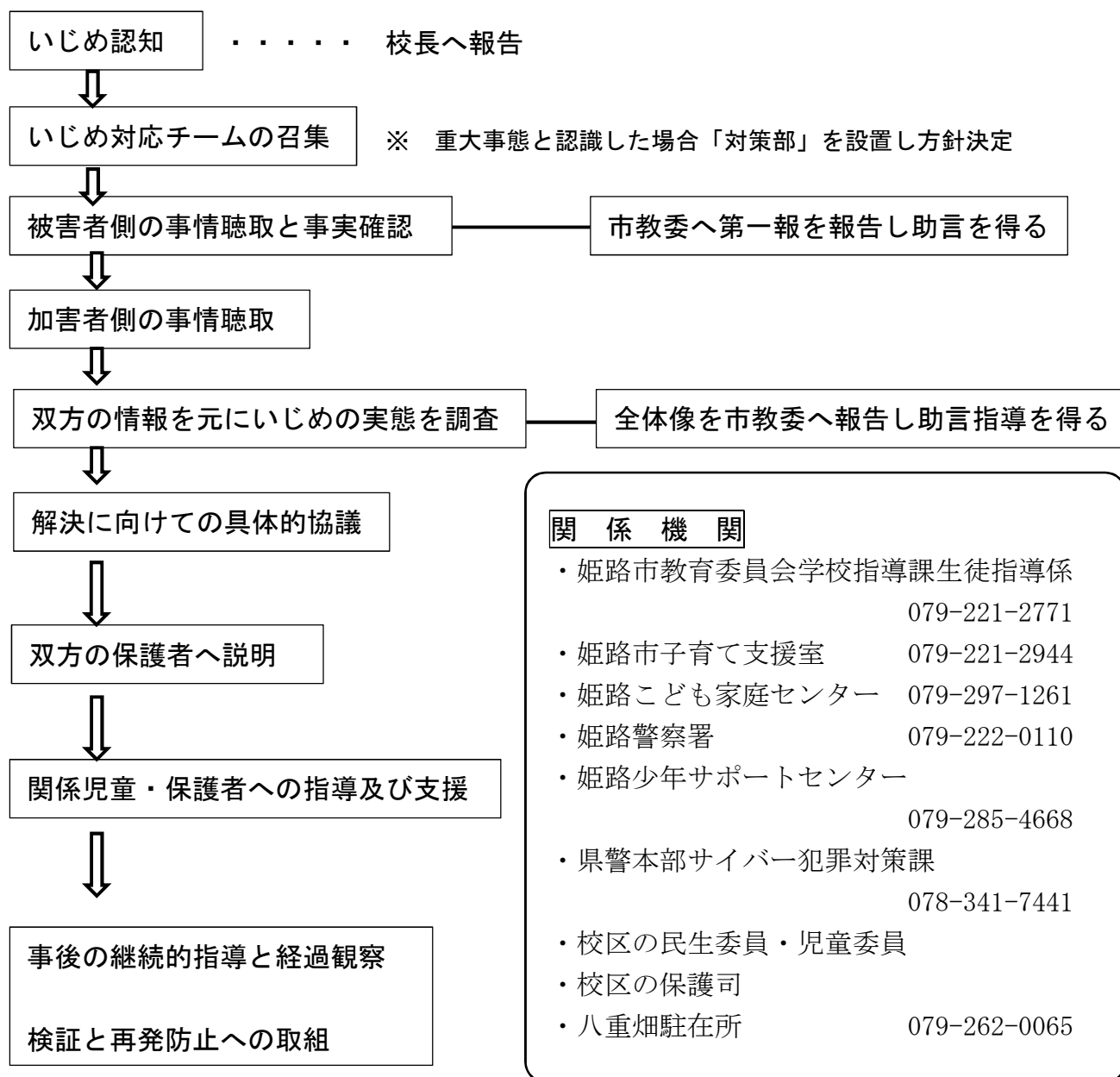
【いじめている児童】

- ☐ 28 教職員によって言動や態度を変える。
- ☐ 29 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりする。
- ☐ 30 グループで行動し、他の児童を威嚇したり、指示をしたりする。
- ☐ 31 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- ☐ 32 躊躇することなく、人の物を使ったり、取り上げたりする。
- ☐ 33 活発に活動するが、他の児童にきつい言葉を使う。

年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会議・研修等	いじめ発生時、緊急対応会議の開催（いじめ対応チーム会議）					
	生活指導委員会 年間計画立案 職員研修 学級懇談会における保護者啓発活動	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議 学級懇談会における保護者啓発活動	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議 第1回学校評議員会 ・学校の現状説明と評議員の助言	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議	小中合同研修（カウンセリングマインド・取組の共有）	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議
未然防止の取組	学級開き お互いをよく知ろう（学活）	ミニゲーム集会・縦割り班活動（1年生を迎える会・縦割り班遊び・運動会・クリーン作戦）				
		目標に取り組もう（ライフスキル）6年 人権標語・人権ポスター掲示による啓発				友だちからのプレッシャー（ライフスキル）5年 すばらしい友だち（ライフスキル）6年
早期発見の取組	いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 身体測定	スクールカウンセラーによる教育相談 チェックリスト	スクールカウンセラーによる教育相談 いじめに関するアンケート調査 アンケートに基づく個人面接	スクールカウンセラーによる教育相談 個人懇談会によるいじめの早期発見		身体測定 チェックリスト スクールカウンセラーによる教育相談
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	いじめ発生時、緊急対応会議の開催（いじめ対応チーム会議）					
	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議	生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議 学校評価アンケート（保護者・児童・教員）	学校評価 生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議 第2回学校評議員会 ・学校評価をもとに協議	基本方針見直し 生活指導委員会 ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童への対応協議
未然防止の取組	ミニゲーム集会・縦割り班活動（縦割り班遊び・クリーン作戦）お別れ遠足・6年生を送る会					
	ひみつの友だち（ライフスキル）5年 ネットモラル			わたしの伝えたいこと（ライフスキル）6年	止まって・考えて・決めよう（ライフスキル）5年生	
早期発見の取組	スクールカウンセラーによる教育相談	スクールカウンセラーによる教育相談 いじめに関するアンケート調査 チェックリスト	スクールカウンセラーによる教育相談 個人懇談会によるいじめの早期発見	身体測定 スクールカウンセラーによる教育相談 チェックリスト	スクールカウンセラーによる教育相談 学級懇談会にて、いじめ防止の啓発 いじめに関するアンケート調査 アンケートに基づく個人面接	スクールカウンセラーによる教育相談

組 織 的 対 応



※必要に応じて関係機関の助言等、協力を得る

(留意点)

- いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に加害・被害を決めることができない場合が多い。その上で被害者の立場を守ることを第一とし、事情聴取にあたっては、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかけるなど、慎重に行うことが重要である。
- 加害・被害にかかわらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することはもちろんのこと、情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。